

平成 27 年 6 月 15 日

社会保障審議会障害者部会 部会長 駒村康平 様

一般社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

## 総合支援法 3 年後の見直しについての要望

## I. 常時介護を要する障害者等に対する支援について

- 自閉症・発達障害等の知的障害・精神障害の人については、「介護」ではなくて「支援」とすべきである。
- 自閉症と知的障害を併せもち、行動障害のある人や、知的障害がないか軽くても触法などの社会生活上の困難を持つ人も、常時支援が必要である。
- 行動障害のある自閉症の人には、手厚い職員体制と高い専門性を必要としているため、生活を支える施設入所支援、グループホーム、短期入所について、特別な支援体制を設ける必要がある。
- 強度行動障害支援者養成研修について、指導者の育成を含めて早急な拡充を図られたい。
- 地域内の様々な支援現場に発達障害の人の支援をアドバイスできる人材の育成・派遣の仕組みが必要である。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にすることが特に重要である。
- 入院中の付きそい支援について、ヘルパーを利用できる仕組みが必要である。
- 重度訪問介護は、個別の関係性、包括性と継続性の長所があり、充実すべきである。行動関連項目 10 点以上という利用制限を拡げ、常時支援を要する全ての障害者が利用できる制度にする必要がある。

## II. 障害者等の移動の支援について

- 知的障害者移動支援は、地域生活支援事業であるため地域格差が大きい。通勤・通学や集団利用などの柔軟な運用は地域生活支援に残しつつも、個別的な移動支援については個別給付にすべきである。
- 公共交通機関の少ない地域においては、ヘルパーが自動車の運転を兼ねる仕組みが必要である。

## III. 障害者の就労支援について

- 発達障害の人の就労支援については、障害の特性に配慮して進めることが重要である。
- 発達障害の人等が、短時間労働や低賃金であっても、就労していることを理由として障害基礎年金の支給を停止される例が多発している。生活するに足る所得保障として、障害基礎年金の支給が必要である。
- 企業において、障害者を理解して支援してきた職員が異動すると、その障害者が継続勤務できない場合が多い。職場定着支援の体制を整えることが重要である。

## IV. 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について

- 障害支援区分は、従来の 2 次判定結果を新しい 1 次判定基準に反映する仕組みである。発達障害の人については従来の区分が低すぎたので、1 次判定結果がなお低く、2 次判定での引き上げを抑止すべきではない。
- 調査項目については、感覚過敏や強いこだわり等による生活の困難等を加えるなど、なお修正が必要である。
- 認定調査員の障害理解を高める必要がある。

## V. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方について

- 意思決定支援とは、障害者権利条約 12 条によると、その行為について意思決定の能力の不十分な障害者が、権利主体として自ら法的能力を行使するための支援である。他人が代行決定することでも、本人が自らに不利益な意思を持つ場合に「本人が決めたことだから」と放置することでもない。
- 意思決定支援には、次の要素がある。
  - ①意思疎通・情報提供支援…本人の意思をくみ取り、わかりやすく情報提供をすること。
  - ②意思形成支援…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援すること。特に、本人が自身にとって不利益となる意思をもつ場合には、支援者は本人の最善の利益を考慮して提案し、本人が自ら納得して新たな意思を形成するように支援すること。
  - ③意思実現支援…本人の思いを実現するよう支援すること。

- 障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、イラストや写真、ビデオ、実体験等、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要である。
- 意思決定支援の過程では、支援者が一人の判断で進めず、複数の関係者でよく話し合うことが不可欠である。
- サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要がある。
- 現在の成年後見制度は障害者権利条約 12 条に抵触しており、代行決定制度から支援つき意思決定制度への転換を図るため民法改正が必要であるが、当面、現行法内でも次の改善が必要である。
  - ①成年後見類型は本人の権利制限が強いが、成年後見利用者の 85%が後見類型に審判されている。申請・審判に当たって、なるべく補助類型・保佐類型を優先する。また審判の見直しをしやすいとする。
  - ②複数後見、団体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化する。
  - ③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大する。
  - ④民法 858 条には本人意思の尊重義務が規定されており、後見人等への意思決定支援の研修を徹底する。
  - ⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化する。
  - ⑥家庭裁判所の成年後見人員体制を整備強化し、200 以上にわたる欠格条項を廃止する。

#### VI. 意思疎通支援について

- 行政の全ての部門において、自閉症・発達障害の人の意思疎通支援について、理解を促進する必要がある。
- 自閉症・発達障害の人が被害者・加害者となった場合の意思疎通支援の仕組みを整える必要がある。
- 自閉症・発達障害の人の意思疎通支援機器の開発と、普及への財政的支援が必要である。

#### VII. 精神障害者に対する支援のあり方について

- 精神障害者保健福祉の全般において、発達障害に配慮した施策が必要である。

#### VIII. 高齢の障害者に対する支援のあり方について

- 高齢期の支援は、その人の成人期の環境をなるべく維持継続することを原則とすべきである。
- 65 歳以上の障害者の介護保険優先原則については、機械的に介護保険に切り替えず本人の意思や状況に配慮すること、介護保健サービスと障害福祉サービスの併用が可能であることを、さらに明確にすべきである。
- グループホーム、生活介護、施設入所支援等においては、高齢に対応するため、設備のバリアフリー化、活動内容の見直し、医療的介護の実施などが、またグループホームではヘルパーの活用等が必要である。
- 介護保険サービスに移行した時の利用者負担については、低所得者への配慮をすべきである。
- 長い間自宅で過ごした発達障害の人の高齢化問題が顕在化しつつある。障害特性に対応できる職員を配置した通所型・宿泊型の生活訓練事業やグループホームを整備する必要がある。

#### IX. 障害児支援について

- 放課後デイサービスが急速に増えているが、その支援の質が劣悪な事業所も多いため、支援の質を確保するための早急な対策が必要である。

#### X. その他の障害福祉サービスの在り方について

- 発達障害の人も障害福祉サービスを利用できる制度にはなったが、実質的に支援できる事業所が少ないため、職員研修等早急な対応が必要である。
- 障害福祉サービスの税財源を確保すべきである。
- 就労継続支援事業 B 型については、就労支援の視点だけでなく、利用者の実態に合わせて社会参加や余暇活動等の支援を含め、障害支援区分による職員配置を導入すべきである。
- 生活介護事業の名称を、事業の内容をより正確に表すため「活動支援事業」などに改めるべきである。

【一般社団法人日本自閉症協会】 〒104—0044 中央区明石町 6-22 築地 622

TEL:03-3545-3380、FAX: 03-3545-3381、E-Mail: [asj@autism.or.jp](mailto:asj@autism.or.jp)

担当 常任理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥